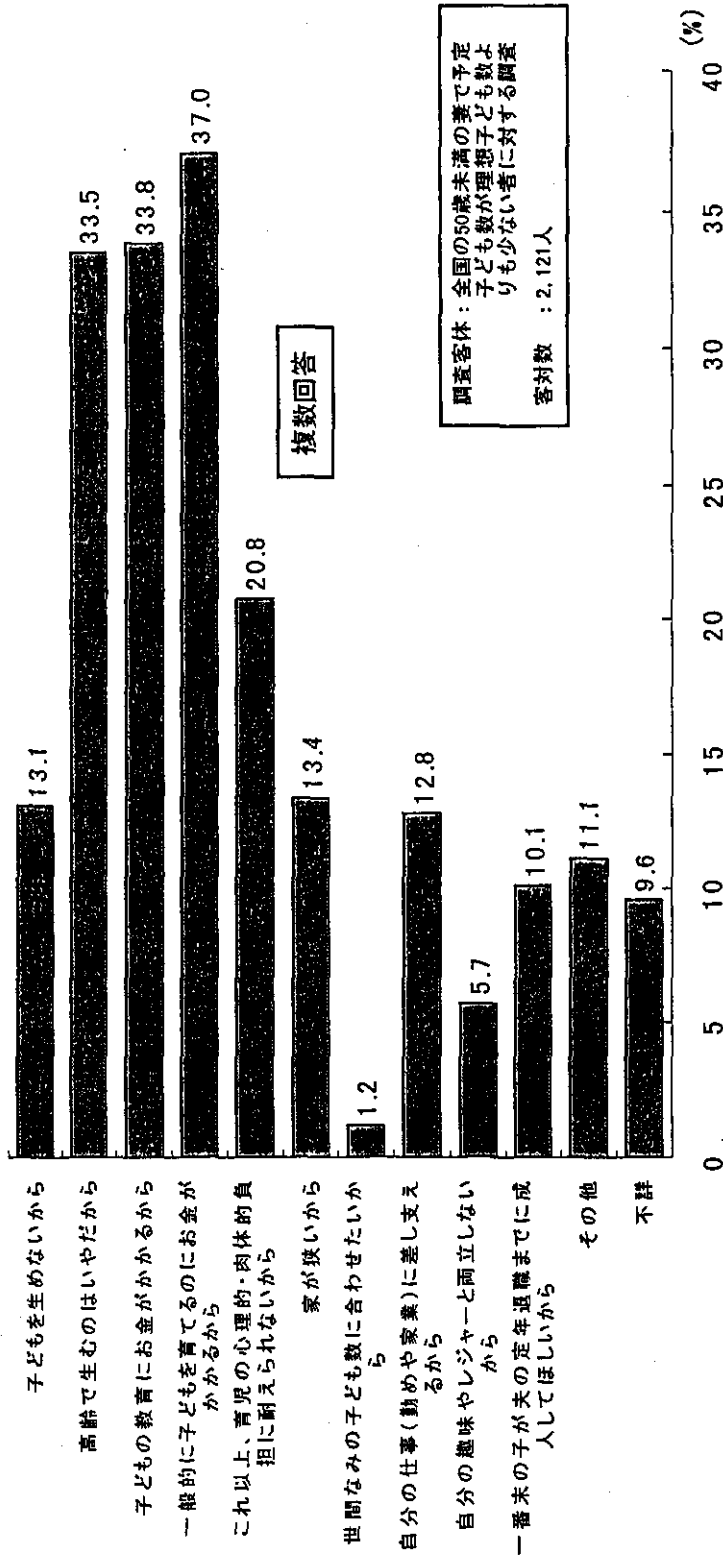


# ○妻が理想の数の子どもを持つとうとしない理由



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」(平成9年)

## ○6歳未満の子どものいる世帯の夫婦の 1日の育児時間（時、分）

		週全体	平日	土曜日	日曜日
育児時間	夫	0：17	0：10	0：29	0：38
	妻	2：39	2：47	2：29	2：09
(参考) 家事関連 時間	夫	0：37	0：20	1：02	1：32
	妻	7：31	7：41	7：28	6：46

(注) 家事関連時間は、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計。  
資料：総務庁統計局「社会生活基本調査」(1996(平成8)年)

## ○専業主婦の母親に多い育児不安

「お子さんを育てながら次のように感じることはありませんか。次の(ア)～(ウ)のそれぞれについてお答え下さい。((ア)～(ウ)それぞれ○は1つ)」

		0%	20%	40%	60%	80%	100%	
(ア)育児の自信 がなくなる	有職者	9.7	40.3		38.9		9.7	1.4
	専業主婦	15.7		54.3		22.8	6.3	0.8
(イ)自分のやりた いことができ なくてあせる	有職者	15.3		54.2		23.6	5.6	1.4
	専業主婦	19.7		54.3		22.0	3.1	0.8
(ウ)なんとなく イライラする	有職者	19.4		65.3		12.5	1.4	1.4
	専業主婦		31.5		47.2		18.1	2.7
			よくある		時々ある		あまりない 全くない	無回答

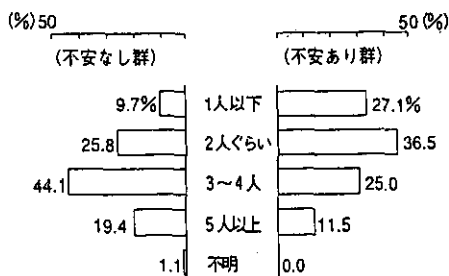
(注) 1. 回答者は第1子が小学校入学前の女性である。

2. 有職者にはフルタイム、パートタイムを含んでいる。

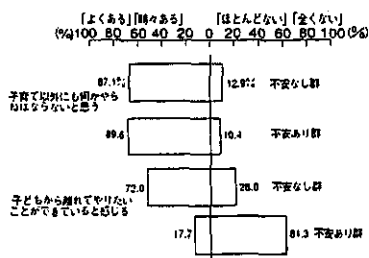
資料：経済企画庁国民生活局「平成9年度国民生活意識調査」

## ○育児不安の有無別 近所づきあいの広さ、 子育て以外の生きがい、夫の育児責任の状況

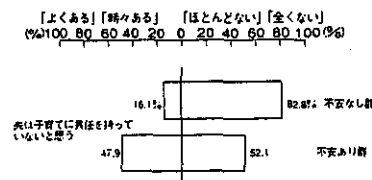
(1) 子どものことについて話す機会(近所づきあいの広さ)と育児不安



(2) 子育て以外の生きがいと育児不安



(3) 夫の育児責任と育児不安



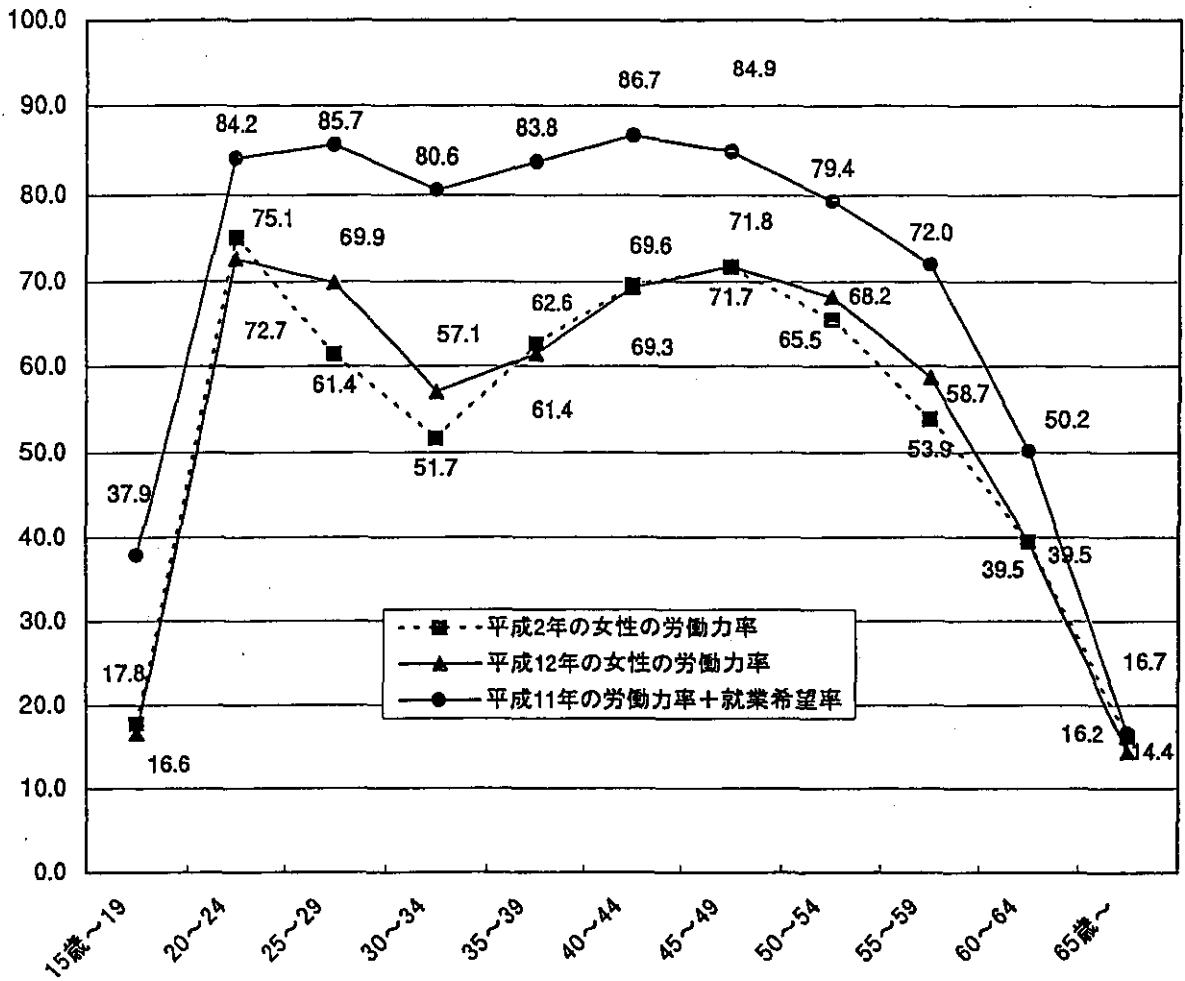
(注) 1. 横浜市内に住む3歳以下の子どもをもつ女性に対する調査。調査対象627人、有効回答364人、調査時期は1981年10～11月。

2. 調査対象を、育児不安が強く、育児に対して疲労感を感じている「不安あり群」(96人)と、育児を楽しみゆとりをもっている「不安なし群」(93名)と、その他に分離している。

資料：牧野カツコ「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」(家庭教育研究所紀要 No3, 1982 34-56)

# ○女性の就業状況

(%)

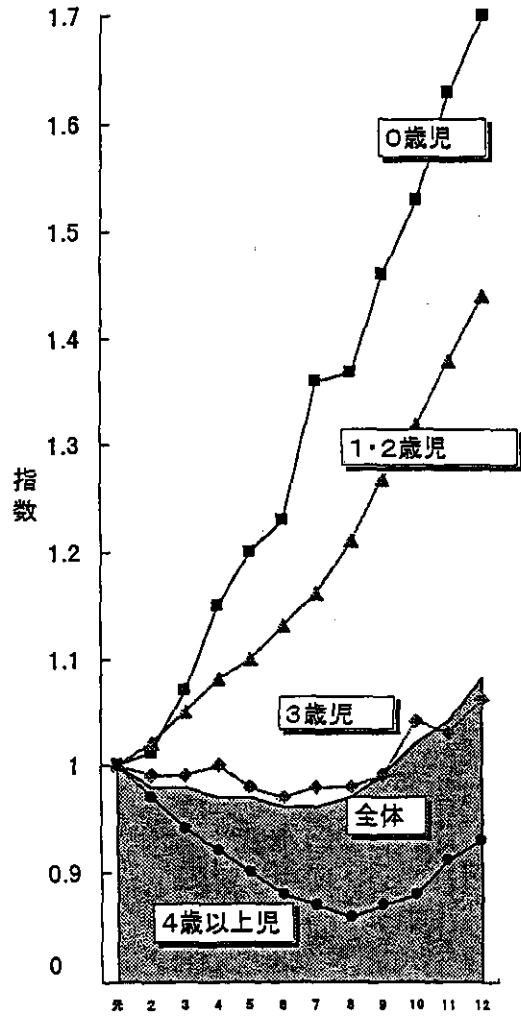
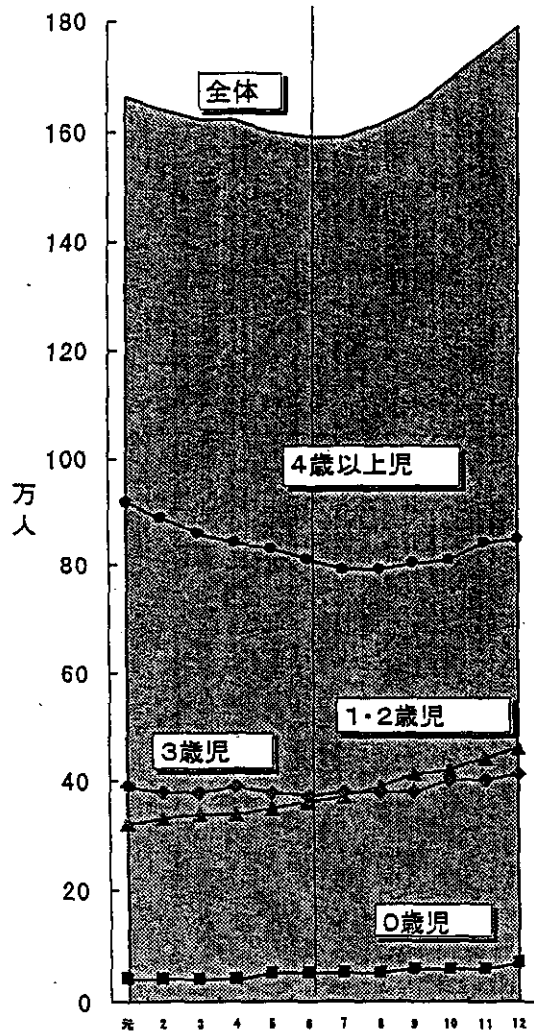


資料出所：平成2年、平成12年 総務省「労働力調査」  
平成11年 総務省「労働力調査特別調査」（特別集計）

# ○年齢別保育所入所児童数の推移

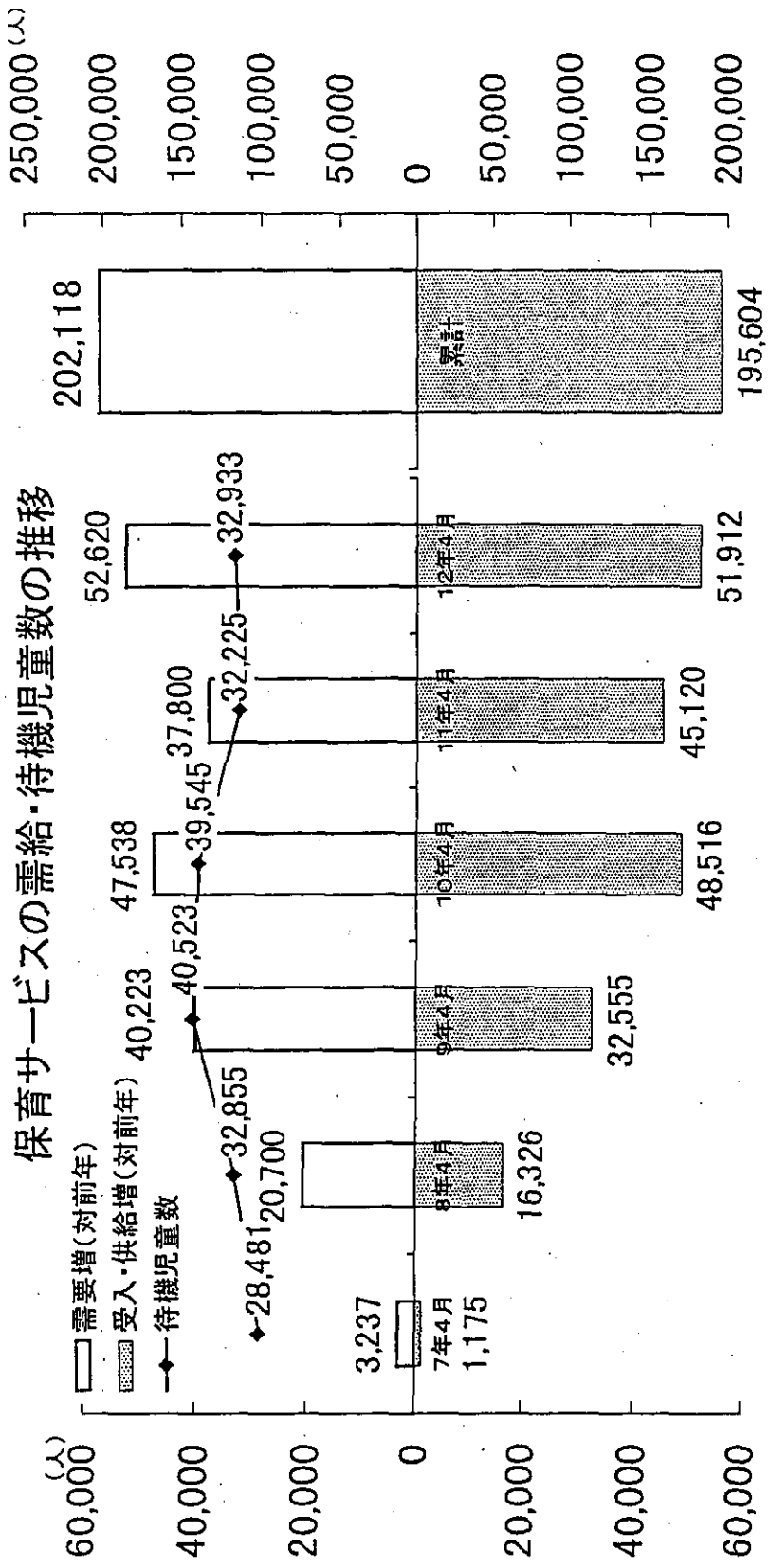
利用児童数；万人（4月1日現在）

伸び率；指数；元=1（4月1日現在）



	元年	6年	12年
合計	1,662,465	1,592,698	1,788,302
0歳児	38,614	47,676	65,798
1・2歳児	319,832	360,466	460,932
3歳児	386,255	373,005	409,097
4歳児以上	917,764	811,551	852,475

	元年	6年	12年
1	1	0.96	1.08
1	1	1.23	1.70
1	1	1.13	1.44
1	1	0.97	1.06
1	1	0.88	0.93



(注)各年4月1日現在

# 平成12年度 児童相談所における児童虐待相談処理件数報告（概要）

## 1 虐待に関する相談処理件数の推移

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
(100) 1,101	(106) 1,171	(125) 1,372	(146) 1,611	(178) 1,961	(247) 2,722	(373) 4,102	(486) 5,352	(630) 6,932	(1,056) 11,631	(1,610) 17,725

（注）上段（ ）内は、平成2年度を100とした指数（伸び率）である。

## 2 虐待の経路別相談件数

	総数	家族	親戚	近隣人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他
10年度	(100%) 6,932	(27%) 1,861	(3%) 224	(9%) 616	(2%) 159	(14%) 939	(2%) 142	(4%) 292	(6%) 395	(5%) 324	(6%) 415	(13%) 895	(9%) 670
11年度	(100%) 11,631	(23%) 2,611	(3%) 370	(15%) 1,678	(2%) 228	(13%) 1,543	(3%) 323	(4%) 473	(5%) 573	(5%) 580	(5%) 617	(12%) 1,431	(10%) 1,204
12年度	(100%) 17,725	(21%) 3,692	(3%) 544	(14%) 2,449	(2%) 294	(13%) 2,306	(3%) 467	(5%) 829	(5%) 799	(5%) 858	(6%) 1,109	(13%) 2,382	(11%) 1,996

## 3 虐待の内容別相談件数

	総数	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待
平成10年度	(100%) 6,932	(53.0%) 3,673	(31.9%) 2,213	(5.7%) 396	(9.4%) 650
平成11年度	(100%) 11,631	(51.3%) 5,973	(29.6%) 3,441	(5.1%) 590	(14.0%) 1,627
平成12年度	(100%) 17,725	(50.1%) 8,877	(35.6%) 6,318	(4.3%) 754	(10.0%) 1,776

#### 4 主たる虐待者

	総 数	父		母		その他
		実 父	実父以外	実 母	実母以外	
平成10年度	(100%) 6,932	(27.6%) 1,910	(8.2%) 570	(55.1%) 3,821	(2.8%) 195	(6.3%) 436
平成11年度	(100%) 11,631	(25.0%) 2,908	(7.0%) 815	(58.0%) 6,750	(2.3%) 269	(7.7%) 889
平成12年度	(100%) 17,725	(23.7%) 4,205	(6.7%) 1,194	(61.1%) 10,833	(1.8%) 311	(6.7%) 1,182

#### 5 被虐待児童の年齢構成

	総 数	0～3未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
平成10年度	(100%) 6,932	(17.8%) 1,235	(26.9%) 1,867	(36.6%) 2,537	(13.4%) 930	(5.2%) 363
平成11年度	(100%) 11,631	(20.6%) 2,393	(29.0%) 3,370	(34.5%) 4,021	(10.9%) 1,266	(5.0%) 581
平成12年度	(100%) 17,725	(19.9%) 3,522	(29.0%) 5,147	(35.2%) 6,235	(11.0%) 1,957	(4.9%) 864

#### 6 立入調査

年 度	件 数
平成10年度	13件 (20名)
平成11年度	42件 (64名)
平成12年度	96件 (132名)

( ) 対象児童数

#### 7 一時保護

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
一時保護	2,053 (408)	4,319 (823)	6,168 (1,300)

( ) 委託一時保護数



## 8 虐待相談の処理種類別内訳

年 度	総 数	施設入所	里親等委託	面接指導	そ の 他
平成10年度	(100%) 6,932	(20.1%) 1,391	(0.5%) 35	(69.6%) 4,826	(9.8%) 680
平成11年度	(100%) 11,631	(17.9%) 2,081	(0.4%) 48	(72.9%) 8,482	(8.8%) 1,020
平成12年度	(100%) 17,725	(14.3%) 2,530	(0.5%) 91	(76.5%) 13,559	(8.7%) 1,545

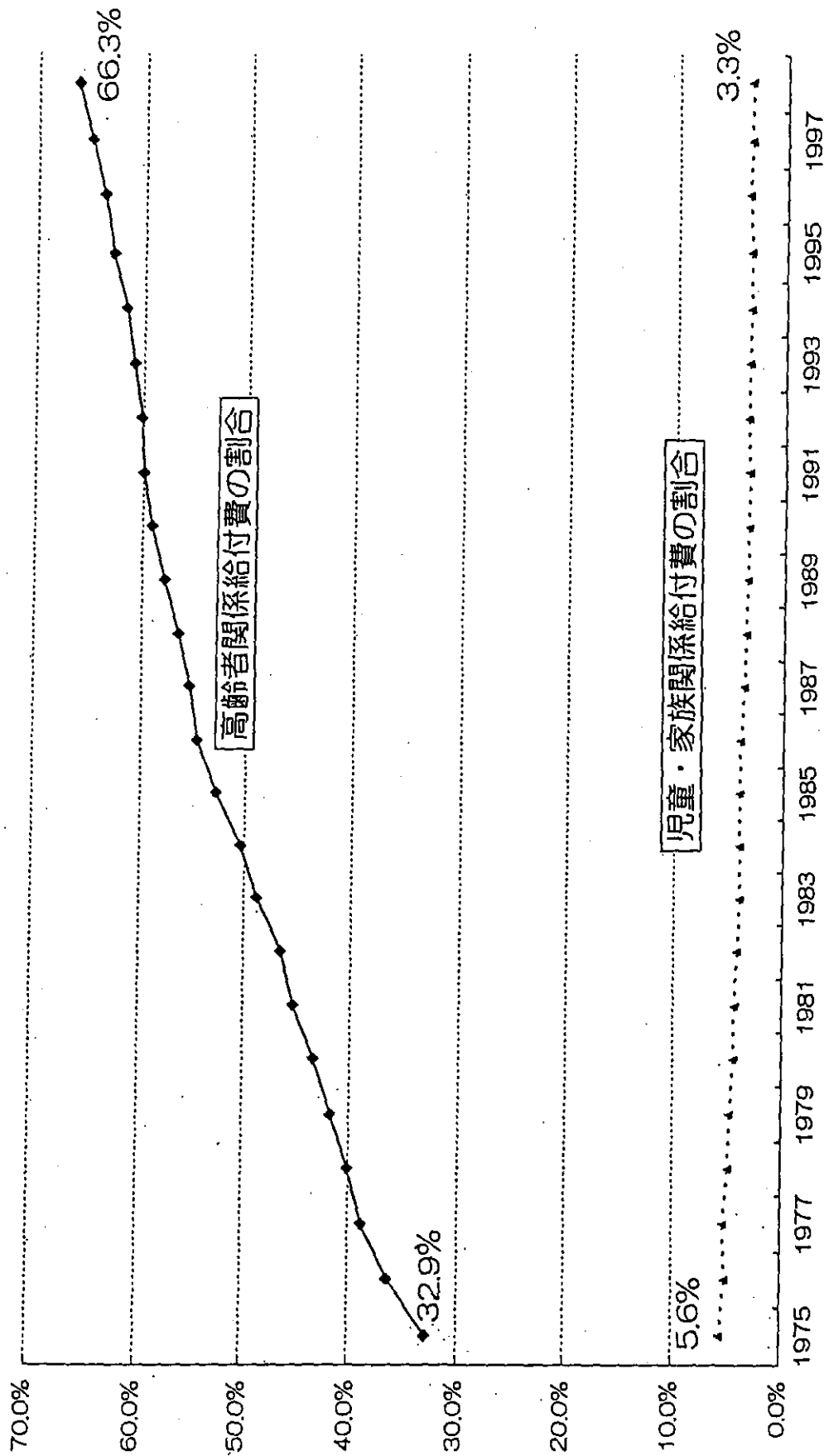
## 9 児童福祉法第28条・第33条の6関係請求・承認件数

年 度	事 項	法第28条による施設 入所措置の承認申立	法第33条の6による 親権喪失宣告の請求
平成10年度	請求件数	39	9
	承認件数	22	2
平成11年度	請求件数	88	1
	承認件数	48	6
平成12年度	請求件数	127	8
	承認件数	87	0

## 10 児童相談所の関与があった死亡事例

年 度	件 数
平成10年度	8件
平成11年度	5件
平成12年度	11件

○ 社会保障給付費に対する高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費の割合



(資料) 「平成10年度社会保障給付費」国立社会保障・人口問題研究所

(注) 高齢者関係給付費：年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢雇用継続給付費。  
 児童・家庭関係給付費：医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等。